

## 石綿含有建材調査者講習の追加開催決定しました！

建築物の解体、改修工事を開始する際は、事前に石綿の有無について調査を行うことが義務付けられており、令和5年10月1日からは石綿含有建材調査者講習を修了した者により行うことが施行されます。

当センターでは、受講機会が少ないことと思うように資格取得のできなかつた方のために、登録手続きを経て4月以降講習を開催し、多くの方に受講していただいたところです。現在、施行を前に多くの受講申し込みを受け付けており、当初予定の募集枠が埋まりつつあるため、9月期に追加開催することとしました。

また、10月中旬にも、新たに石綿作業主任者技能講習を修了し、受講資格を得られた方等も受講できるよう調査者講習を開催予定ですので、今後の開催情報をご参照ください。

## [山口労働局登録第2号] 一般建築物石綿含有建材調査者講習の開催予定

回	日 時	会 場	募集定員	受講料・送料代(消費税込み)
5	7月24・25日(月・火) 1日目 9:15~16:30 2日目 9:10~16:50	下松市勤労者総合福祉センター 下松市潮音町2-16-8	40人 残り10名余	全科目受講 35,000円 石綿作業主任者所持 32,000円 テキスト代 5,181円
6	8月30・31日(水・木) 1日目 8:45~16:00 2日目 8:45~16:30	岩国市役所 岩国市今津町1-14-51	30人 残りわずか	
7	9月6・7日(水・木) 1日目 8:45~16:00 2日目 8:50~16:50	山口県セミナーパーク 山口市秋穂二島1062	60人	
8	<b>追加 9月26・27日(火・水)</b> 1日目 9:15~16:30 2日目 9:10~16:50	<b>下松市勤労者総合福祉センター</b> 下松市潮音町2-16-8	<b>新規募集</b> 40人	
9	10月中旬(調整中) 1日目 9:15~16:30 2日目 9:10~16:50	周南会場 (周南市又は下松市) ※7月中旬に決定します	40人	

## [山口労働局長登録第171号] 石綿作業主任者技能講習(助成金対象)の開催予定 受付中

回	日 時	会 場	募集定員	受講料・送料代(消費税込み)
1	8月1・2日(火・水)	下松市勤労者総合福祉センター	定員に達し 募集締切り	受講料 12,000円 テキスト代 2,013円
2	9月4・5日(月・火) 1日目 9:15~16:30 2日目 9:20~15:50	下松市勤労者総合福祉センター 下松市潮音町2-16-8	40人 残りわずか	
3	10月5・6日(木・金) 1日目 8:45~16:00 2日目 8:50~16:50	山口県セミナーパーク 山口市秋穂二島1062	60人	

## 建築物の解体、改修作業を行う際に必要な資格をご存じですか？

**【建築物石綿含有建材調査者講習】** ◆解体や改修工事等の作業を開始する前の調査に必要な資格です

建築物の解体、改修作業を開始する前に石綿の有無について調査を行う者については、令和5年10月1日からは石綿含有建材調査講習を修了した者により行うことが義務化されます。

**【石綿作業主任者技能講習】** ◆石綿含有建材に係る解体や改修工事の指揮監督を行う際に必要な資格です

作業現場で、作業方法を決定し、必要の工具や呼吸用保護具等の点検、使用について指揮管理する石綿作業主任者に必要な知識の習得を図るための講習です。石綿含有建材調査講習の受講資格を得られます。

**【石綿の有害性等の掲示に係る石綿障害予防規則が改正されました(令和5年4月1日施行)】**

石綿にばく露した労働者や遺族が肺がんや中皮腫等の健康障害を被ったことで提起された「建設アスベスト訴訟」の最高裁判決（令和3年5月17日）結果を反映し、石綿障害予防規則等に定める有害性等の掲示内容等、その一部が改正されました。

健康に障害をきたすおそれに関することや保護具の着用を促す内容等が盛り込まれており、石綿の除去等に携わる方に必要な事項となっていますので掲示漏れとならないようご注意ください。

なお、当該事項は既に令和5年4月1日付けで施行されています。

**◆石綿等を取り扱う作業場に掲示する事項**

- ① 石綿等を取り扱う作業場である旨
- ② 石綿により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状
- ③ 石綿等の取り扱い上の注意事項
- ④ 当該作業においては保護具等を使用しなければならない旨及び使用すべき保護具等
  - ※ ②については中皮腫等石綿関連疾病を記載する方法が挙げられます。
  - ④については、取扱いの実態に応じ、保護具の名称を具体的に掲示することとされています。

**◆喫煙の禁止に係る掲示**

- 石綿等を取扱作業場で作業に従事する者の喫煙及び飲食について、禁止する旨を見やすい箇所に表示すること。

**◆使用された器具等の付着物の除去に係る周知**

- 石綿等を取扱う作業に使用した器具、工具、足場等について付着したものを除去した後でなければ事業場外に持ち出してはならない旨を周知させなければならないこと。
- ※ 周知の方法については、①作業場所の見やすい箇所に掲示又は備え付けること、②書面を交付すること、③口頭によること、等による周知の仕方があります。

**建築物の解体、改修作業に従事する作業員の方に必要な資格をご存じですか？**

未だ多くの建築物に石綿を含有する建材が残されており、今後の解体・改修時期を迎え、石綿の有害性や作業に必要な知識を習得し、ばく露防止と共に生活環境への飛散を確実に防止しなければなりません。

解体に際しては高所作業が発生することから、墜落防止措置として安全帯の使用が必要となる場合があります。従事される方はフルハーネス型安全帯に係る特別教育を修了する必要があります。

**【石綿取扱い作業従事者特別教育】（助成金対象）開催予定**

◆石綿含有建材に係る解体や改修工事に従事する際に必要な教育です

回	日 時	会 場	募集定員	受講料・テキスト代(消費税込み)
4	7月20日(木) 9:30~15:20	山口県セミナーパーク 山口市秋穂二島1062	60人	受講料 7,000円 テキスト代 979円
5	8月21日(月) 9:30~15:20	下松市勤労者総合福祉センター 下松市潮音町2-16-8	40人	



**【フルハーネス型安全帯使用作業特別教育】（助成金対象）開催予定**

◆フルハーネス型安全帯を使用する際に必要な教育です

回	日 時	会 場	募集定員	受講料・テキスト代(消費税込み)
2	8月25日(金) 9:00~16:30	サンフレッシュ山口 山口市湯田温泉5-5-21	40人	受講料 9,000円 テキスト代 979円



※ 足場の設置等による作業床がない箇所や解体中の屋根端等で2m以上の高所で作業を行う際はフルハーネス型安全帯の使用義務があります。着用や使用方法等の実技を含む内容の教育を行います。

◆梅雨末期の大雨シーズンとなりました。備えは十分でしょうか？日常でも身につけたKYでご安全に！